

平成 24 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 豊田通商株式会社
代表者名 取締役社長 加留部 淳
(コード：8015、東証・名証第1部)
問合せ先 渉外広報部長 服部 治行
(TEL. 03-4306-8200)

エレマテック株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

豊田通商株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 23 年 8 月 1 日付プレスリリース「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」において、エレマテック株式会社（コード番号：2715 東証第一部、以下「対象者」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結し、同社の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを公表し、平成 24 年 1 月 16 日付けプレスリリース「エレマテック株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表したとおり、平成 24 年 1 月 17 日より本公開買付けを実施しておりました。本公開買付けが平成 24 年 2 月 27 日をもって終了いたしましたので、その結果について以下のとおりお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

豊田通商株式会社

名古屋市中村区名駅四丁目 9 番 8 号（センチュリー豊田ビル）

(2) 対象者の名称

エレマテック株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 1 月 17 日（火曜日）から平成 24 年 2 月 27 日（月曜日）まで（30 営業日）

(5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,540 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数（15,743,784株）が買付予定数の上限（10,441,500株）を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

す。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年2月28日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	15,743,784 株	10,441,500 株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	104,415 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	204,636 個	

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年2月3日付で提出した第66期第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象となるため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の単元未満株式10,073株から、対象者の平成24年1月31日付平成24年3月期第3四半期決算短信に記載された平成23年12月31日現在の対象者が保有する自己株式の数（678,858株）のうちの単元未満自己株式58株を控除した、10,015株に係る議決権の数である100個）を、上記第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主の議決権の数204,636個に加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を204,736個として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（15,743,784株）が買付予定数の上限（10,441,500株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとなりました。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付予定数の

上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
平成24年3月5日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、決済の開始日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成24年1月16日付で公表した「エレマテック株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

豊田通商株式会社東京本社 東京都港区港南二丁目3番13号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上